裁判官弾劾制度をめぐる憲法上の論点

柳　瀬　　昇

1．はじめに

裁判官弾劾制度を規定する日本国憲法の条項としては、弾劾の主体（弾劾裁判所）の見地から条文化された64条と、弾劾の客体（司法裁判所の裁判官）から条文化された78条とがある。そして、その根幹に位置する条項が、国民の公務員選定罷免権を規定する15条である。

もっとも、憲法は裁判官弾劾制度について詳細には規定せず、「弾劾に関する事項は、法律でこれを定める」（64条2項）として、その制度設計を立法政策に委ねている。これを受けて、国会法が125条から129条までの5か条を弾劾法制に割き、そして、さらに同法129条を受けて制定された裁判官弾劾法が委細を規定している。

一方で、裁判所法は、裁判官の欠格事由の1つとして弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者を挙げ（46条2号）、身分保障の観点から限定された裁判官の罷免の場合の1つとして国民審査や執務不能の裁判とともに弾劾罷免による失官を挙げている（48条）。

このように、裁判官弾劾制度は、日本国憲法に簡潔な親規定が存在するものの、実際には個別法令でその内容が具体化されている。また、弾劾の主体から見れば、弾劾裁判所という国会の設置する機関の組織・権能という議会法の問題として、客体から見れば、裁判官の身分法制の問題としてとらえることもできよう。

ところで、裁判官弾劾制度は、日本国憲法に直接の根拠をもっている憲法上の制度であるにもかかわらず、憲法研究者の関心は必ずしもすこぶる高いとはいえない。しかしながら、統治機関相互間の抑制均衡の装置としての自由主義的な制度であり、また、統治機構の構成員への議会による民主主義的な責任追及手段である弾劾制度は、憲法学にとって考究すべき理論的問題を多分に含む研究課題であると、筆者は考えている。

筆者は、憲法学の見地から、弾劾制度について検討を進めていく所存である[1]が、

---

[1] 筆者は、これまで、討議民主主義（deliberative democracy）理論（この多様な理論群のうち、特に、米国における公民的共和主義（civic republicanism）に基づくもの）の観点から、わが国の裁判員制度の設計について検討してきた（詳しくは、拙著『裁判員制度の立法学——討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』（日本評論社、2009年）を

本稿では、わが国の裁判官弾劾制度の設計をめぐる憲法上の論点を整理することとする[2]。

2．裁判官弾劾制度の本質

(1) 裁判官弾劾制度の主位的意義

裁判官弾劾制度の意義については、次の2つの考え方がありうる。すなわち、国民の公務員選定罷免権の具体化であるという見解と、立法府による司法府への抑制均衡の手段であるという見解である。本稿では、以下、前者を「公務員選定罷免権説」と、後者を「権力抑制均衡手段説」という。

公務員選定罷免権説は民主主義的契機を、権力抑制均衡手段説は自由主義的契機を、それぞれ裁判官弾劾制度について重視する見解であるが、これら二説は、相互に排斥するのではなく[3]、両立するものであると解される[4]。では、どち

参照されたい)。今後、数年間は、弾劾制度について集中的に研究していきたいと考えているが、その理由は、これまで取り組んできた国民の司法参加の制度と同様に、弾劾制度が、司法権の民主的正統性をめぐる問題であり、かつ、自由主義と民主主義との相克を考えるうえで非常に興味深いものであるからである。

ところで、わが国の裁判官弾劾制度は、巷間、その意義がしばしば誤解されているという点で、裁判員制度と似た境遇にあるといえる。すなわち、裁判員制度は民主主義のための制度として設計されていないにもかかわらず、一般には司法の民主化のための制度と誤解されることが多い（裁判員制度の意義については、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにある（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 1 条））。裁判官弾劾制度も、その本質は国民の公務員選定罷免権の発現であるにもかかわらず、立法府の司法府への牽制が主たる目的の制度であると説明されることがある（小・中学校ないし高等学校の社会科・公民科の授業における裁判官弾劾制度の説明が、その好例である。三権分立が説明される際に、国会・内閣・裁判所をそれぞれ頂点とする三角形が描かれ、国会から裁判所へと向かう矢印に添えて、裁判官の弾劾裁判と書かれるのが一般的である)。筆者は、このような跋扈している俗説に対して、憲法学の立場から抗していきたいと考えている。

[2] わが国の弾劾制度としては、国家公務員法 9 条に定める人事官の弾劾制度が存在するほか、かつて、地方公共団体の長に対するもの（昭和 22 年法律第 169 号による改正前の地方自治法 146 条 1 項）と一般職国家公務員に対するもの（昭和 23 年法律第 222 号による改正前の国家公務員法 77 条）があったが、本稿では、日本国憲法に直接の根拠がある裁判官弾劾制度についてのみ取り上げることとする。

[3] 戸松秀典教授は、公務員選定罷免権説と権力抑制均衡手段説のほかに、「裁判の公正と司法に対する信頼の確保に求めること」（戸松秀典「裁判官弾劾制度の意義と課題」『裁判官弾劾制度の五十年』（裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局、1997 年）59 頁）を弾劾裁判制度の考えられる目的の 1 つとして挙げたうえで、三者の関係について、「一見したところ、相互に矛盾、対立する内容だとはいいがたく、どこに焦点を当てるかによる違いとみることができる」と述べている（60 頁）。

[4] 例えば、教育権の所在にせよ、地方自治の本旨にせよ、憲法解釈論上の重要な論点の多くは、自由主義と民主主義との相克という問題をはらむものである。そして、2 つの理念のどちらにその意義の重点を置くかに、論者の憲法観が反映される。裁判官弾劾制度の意義に

らがより本質的な意義であるかが、次に問題となる。

伊藤正己教授は、裁判官弾劾法制定直後に、「〔弾劾制度を〕憲法第一五条の国民の公務員罷免権の一つのあらわれと解する。勿論訴追機関も審判機関も立法部にある以上、伝統的な立法部の司法部への抑制という意味のあることは否定できないが、それは第二次的なもので、本法の予定する弾劾制度は訴追権と審判権の何れをも、立法機関としての国会にではなくて、国民の代表者の集団としての国会に与えたものである。つまり国民がその代表者を通じて裁判官に対する罷免権を行使するものに他ならない」と述べ、抑制均衡の手段としての意義が裁判官弾劾制度にとって副次的なものであると主張している[5]。

これに対して、抑制均衡をより重視する見解もある。例えば、同じく法制定直後、齋藤秀夫教授は、「国民の意思を代表する国会を通じて裁判官罷免の訴追を行い、国民の意思を代表する国会を通じて弾劾の裁判を行うものとし、……主権者たる国民の手に罷免権の紐が固く掌握されているのである。これと同時に、同じ比重をもつて、同じ順位をもつて、立法権の司法権に対する権力の抑制をめざすものであると私は解するのである。違憲立法審査権を与えられたことによつて生じた司法権の優越に直面して、国会の最高機関性（憲法四一条）を謳つている関係上、国会としても、他の側面から司法権に対する抑制を行う必要を生ずるに至り、……国会の司法権に対する抑制をめざしたものが裁判官弾劾制度であり、国会に新たに与えられた司法的権限は、この意味において伝統的な権力均衡理論の踏襲に外ならないのである」と述べ、抑制均衡の手段としての意義を民主主義的契機と並立する意義であると強調している[6]。

抑制均衡の手段の 1 つであるという立論を可能にするためには、国会によって設置された裁判官弾劾裁判所が立法権の担い手としての国会そのもの（ないしは、少なくとも、国会そのものと同視しうるような国会に帰属した機関）であることが前提となる。裁判官弾劾裁判所が国会から独立した機関であるとすれば、そもそも、司法権の担い手である裁判所との間での権力分立を論じることの説明が困難になるからである。

したがって、裁判官弾劾制度の主位的意義は何かという問いは、裁判官弾劾裁判所の帰属の問題に連関することになる。

ついても、同様の問題があるというのが、筆者の見立てである。

[5] 伊藤正己「裁判官弾劾法及び最高裁判所裁判官国民審査法」国家学会雑誌 62 巻 5 号（1948 年）47 頁。

[6] 齋藤秀夫『国会と司法権の独立』（岩波書店、1951 年）231-232 頁。齋藤教授は、伊藤教授の見解に対して、「裁判官弾劾制度における司法的権限のうちに存する国会の司法権に対する権力抑制の思想は、……国民の罷免権の趣旨と同じ程度の意味を持ち、同一の比重をもち、同一の順位を有するものと解するのが妥当であり、立法部の司法部への抑制の趣旨を「第二次的なもの」と解する見解には、私はくみすることができない」と明言している（232 頁）。

(2) 裁判官弾劾裁判所の帰属（国会からの独立性）

裁判官弾劾裁判所は、国会そのものないしその機関の 1 つであるか、それとも、国会から独立した別個の機関であるか。

この裁判官弾劾裁判所の帰属ないし国会からの独立性の問題に関して、憲法学の世界では、「国会の権限に属するのは、弾劾裁判所を設けることだけであって、弾劾裁判を行なうのは弾劾裁判所の権限であり、弾劾裁判所は、国会の機関ではない」[7]、すなわち、「弾劾裁判所は、国会からまったく独立であ」る[8]という見解が通説的地位を占めている。

たしかに、裁判官弾劾裁判所は衆議院議員及び参議院議員によって構成され[9]、各議院の常任委員会と同様に、その構成員も各議院における会派の所属議員数に比例して配分されていることなどから、裁判官弾劾裁判所を実質的に国会ないしその一機関であるとみることもできよう。

あるいは、(1) 英米において弾劾制度が議会による他の国家機関に対する牽制の手段とされてきたという歴史的沿革、(2) 立法府たる国会が司法府たる裁判所に対して違憲審査権を有する反射として弾劾権をもつという三権の抑制均衡の観点、(3) 日本国憲法 41 条にいう国会の最高機関性の法的意味の重視という点を挙げ、裁判官弾劾裁判所が国会の機関であるとする見解もある[10]。これに対して、(1) わが国では、議院そのものが弾劾裁判所となる英米の制度ではなく、弾劾裁判所を国会とは別個に置くことにした点に注目したうえで、(2) 弾劾裁判所が国会の機関であることは抑制均衡の必要条件ではないこと[11]と、(3) 41 条の法的意味を重視するならば、国会と他の機関との権力分立をどのように解すればよいのかについて整合的な説明に窮することになることが指摘できる。

日本国憲法 64 条の文言を、憲法の他の授権規定と同様に解釈するならば、国会そのものに弾劾裁判権を認める解釈は文理上困難であると言わざるを得ず、国会に授権されているのは、弾劾裁判所を設置する権限（1 項）と弾劾に関する事項を立法する権限（2 項）のみであると解すべきである。

裁判官弾劾裁判所の独立機関性を肯認することから派生する効果としては、(1) 国会の会期制から独立した裁判官弾劾裁判所の活動の保障と、(2) 国会か

---

[7] 清宮四郎『憲法 I 〔第 3 版〕』（有斐閣、1979 年）363 頁。

[8] 宮沢俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978 年）486 頁。

[9] 裁判官弾劾裁判所が両議院の議員で組織するという点を重視し、裁判官弾劾裁判所の国会からの独立性を否定するものとして、土屋孝次『アメリカ連邦議会と裁判官規律制度の展開』（有信堂高文社、2008 年）160 頁。

[10] 藤田教稔「弾劾裁判所は国会の機関か」弾劾裁判所報 2000 年号（2000 年）59-60 頁。

[11] 国会によって設置された独立の機関との間でも、司法府との抑制均衡は図れる。権力分立は、必ずしも国会と裁判所との関係で考えなければならないものではない（あるいは、権力分立とは三権分立のみを意味するものではない）。

ら独立した裁判員の職権行使の要請が挙げられる[12]。すなわち、裁判官弾劾裁判所は、国会の閉会中もその職務を行うことができ（裁判官弾劾法4条）、国会における会期は関係なく、会期不継続の原則も当然に適用されない。また、裁判員は独立して職権を行使することが求められる（19条）。裁判員は、（所属政党や会派の代表ではなく）国民の代表として、所属政党等の意向に拘束されず、憲法、法令及び自己の良心に従って職権を行使すべきものと解さなければならない。

(3) 小括

日本国憲法が弾劾裁判権そのものではなく弾劾裁判所の設置権と弾劾に関する事項の立法権を付与しているという点を重視すれば、通説のいうように、裁判官弾劾裁判所は国会そのものないしその機関ではなく、国会から独立した機関であると解するのが妥当であろう。

裁判官弾劾裁判所が国会そのものではなく独立した機関であるとすれば、裁判官弾劾制度の意義に関しては、立法府と司法府との牽制関係こそが本質であるという権力抑制均衡手段説は、後景に退くことになる。すなわち、裁判官弾劾制度とは、（立法機関としての国会ではなく）国民の代表機関としての国会[13]が、裁判官弾劾裁判所という国会から独立した機関を設置し、国民の代表としての国会議員から構成された裁判官弾劾裁判所が、司法裁判所の裁判官に対して国民の公務員選定罷免権を行使するものであって、その副次的効果として、（国会が設置するところの）裁判官弾劾裁判所と司法裁判所との間で抑制均衡は図られるということになるであろう。

裁判官弾劾裁判所の独立機関性を肯認し、裁判官弾劾制度の主位的な意義として公務員選定罷免権説を据える通説を筆者は妥当であると評価するが、これに対して、なおも、次の2つの観点から有力な批判が示されている。

1つは、この通説的見解の機能に注目するものである。佐藤幸治教授は、「国民主権＝国民の公務員選定罷免権をより理念化・観念化し、権力分立ないし抑

---

[12] もっとも、裁判官弾劾裁判所の国会からの独立性を認めなくても、裁判員が独立して職権を行使すべきという要請は、「高度な身分保障を認められた裁判官を罷免する公正かつ適正な裁判を行う機関が当然に追求すべき属性」であるとする見解もある（土屋・前掲注(9) 160頁）。

[13] 伊藤・前掲注(5) 47頁、佐藤立夫『弾劾制度の比較研究（上）』（原書房、1996年）338頁。佐々木高雄教授は、一貫して、「立法機関ではなく、英知の集う国民代表機関」としての国会が裁判官弾劾裁判所設置権を有すると解釈すべきであると強調している（佐々木高雄「弾劾制度と「数の論理」」『裁判官弾劾制度の五十年』73頁）。弾劾に関する権限と立法権とは、本質的に結び付くものではない。日本国憲法が弾劾に関する権限を国会に与えた理由は、それが立法機関であるからではなくて、それが国民の代表機関（日本国憲法43条1項）であるからと解すべきであろう。

制均衡の要素も稀薄化させて、「弾劾裁判所」の独立機関性を強調」[14]する見解は、「憲法に正面から反するかというと、そうとも断定はできない」が、「憲法の趣旨からややはずれたもので」ある[15]という。すなわち、国民主権原理や公務員選定罷免権は権力分立原理や抑制均衡よりも抽象的観念であり、裁判官弾劾制度の説明の際に、相当に観念化できる前者を主位的に用いることにより、裁判官弾劾裁判所が国会とは別の独立した機関であるという面が強調された。なぜならば、裁判官弾劾裁判所の独立機関性を強調することにより、裁判官を国会の多数党の意思や政治的な揺さぶりから守ることができるからである。そして、この見解が、裁判官弾劾制度に対する「日本国憲法の趣旨を正確に反映するものであったかについては議論の余地がある」といい、「弾劾裁判所が国会の機関ではないとまでいい切ってしまうことは、明らかに憲法の趣旨を逸脱するものというべきかもしれない」という。なぜならば、弾劾機関は「国会における政治的動向ないし政党的背景と断絶したものではなく、……独立機関性の強調は、弾劾制度がそもそももっているそうした政治的性格をみえにくくする側面を有している」からであるという[16]。

たしかに、土屋孝次教授が主張するように、実際には、「弾劾裁判所や訴追委員会を国会から独立したものと理解しても、現実に起こりうる弾劾制度の政治的利用や政治的濫用を防ぐことはできない」かもしれない[17]。しかしながら、逆に、国会の機関であることを正面から認めれば、裁判官弾劾裁判所の構成員による懸念すべき党派的行動[18]をいよいよ抑制しにくくなるであろう。弾劾裁判が多数者支配的民主主義の原理のみに基づき行われるべきではないと強く望むならば、裁判官弾劾裁判所の独立機関性を認めることにより効果として生じる裁判員の職権行使の独立の要請に、かすかな期待すら抱くべきでないという解釈は妥当ではなかろう[19]。

また 1 つは、裁判官弾劾制度について、裁判所の規律維持ないし裁判官の身分法制としての位置づけを重視するものである。桜田誉教授は、憲法が裁判官

---

[14] 佐藤幸治「憲法と裁判官弾劾制度」『裁判官弾劾制度の五十年』47 頁。

[15] 勝美嘉美ほか「座談会　裁判官弾劾制度の 50 年」ジュリスト 1123 号（1997 年）56 頁（佐藤幸治発言）。

[16] 佐藤・前掲注（14）48 頁。

[17] 土屋・前掲注（9）173 頁。

[18] 政治性という文言を用いるにあたっては、若干、注意を要する。それが民主主義的だという意味であれば、弾劾制度は政治的であるべきだということに筆者も同意するが、弾劾を党派的に行うべきかといえば、それにはまったく同意できない。

[19] アメリカ合衆国の弾劾制度に関して、その抑制的な運用について、アメリカ合衆国憲法が実現すべき討議的な民主政治（deliberative democracy）を擁護し実践するという観点から評価し、立憲主義と民主主義に資するゆえにそのような実践は尊重されるべきであるという議論がある（CASS R. SUNSTEIN, DESIGNING DEMOCRACY: WHAT CONSTITUTIONS DO, 127, (2001)）。わが国の裁判官弾劾制度についても同様の議論ができると筆者は考えている。

の懲戒権を「裁判所に付与し、罷免権のみはこれを国会に付与し」、国会が国会自身に置いた「弾劾裁判所は、裁判官弾劾と呼ばれる裁判手続により、国会の権限である裁判官の罷免権を行使」していると述べる。「一部の論者の言うごとく、裁判官弾劾裁判所が、国会の権限に属さない別個の権限をもつ国会から独立した国家機関となって、かつ、司法権の行使をする司法裁判機関たる特別裁判所である、とする法理には賛成でき」ず、「弾劾裁判所の行動は国会の行動となるのである」と主張している[20]。桜田教授の主張の前提には、「国会の弾劾裁判所による罷免は、その性質は懲戒免職であり、裁判という手続を経て為される行政処分である」[21]という理解がある。

では、はたして、桜田教授のいうように、弾劾は懲戒の一種なのだろうか。

3．弾劾事由をめぐる問題

(1) 弾劾と懲戒

日本国憲法 78 条前段は、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない」として、裁判官が意に反して罷免される場合を分限裁判と弾劾裁判に限定することにより、裁判官に強い身分保障を与えている。また、裁判官の懲戒は、行政機関が行うことができない（78 条後段）ため、司法裁判所において司法的手続によって行われる（裁判官分限法 3 条[22]）。

裁判官の懲戒事由について、裁判所法 49 条は、「職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたとき」と規定している。一方、裁判官弾劾法 2 条は、弾劾事由として、「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき」(1 号) と、「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」(2 号) の 2 つを挙げている。これらは、職務義務違反（裁判所法 49 条）と著しい職務義務違反（裁判官弾劾法 2 条 1 号前段)、職務懈怠（裁判所法 49 条）と甚だしい職務懈怠（裁判官弾劾法 2 条 1 号後段)、品位失墜行為（裁判所法 49 条）と著しい威信失墜行為（裁判官弾劾法 2 条 2 号）というように類型化するならば、酷似しているといえる。

要するに、懲戒事由の文言に「著しい」ないし「甚だしい」という形容詞を

---

[20] 桜田誉「裁判官等弾劾罷免の法的性格」民事研修 268 号（1979 年）15 頁。

[21] 桜田誉「公務員の責任」雄川一郎編集代表『公法の理論（上)』(有斐閣、1976 年）550 頁。桜田教授は、より直截的に弾劾の本質は「懲戒たる性質を備えたものであり、これを広義の懲戒ということができる」とも述べている（桜田・前掲注（20）14 頁)。

[22] 裁判官分限法にいう裁判官の分限とは、分限（心身の故障による執務不能）と懲戒（職務義務違反、職務懈怠、品位失墜行為）を含む概念である。本人の非行に対する責任追及の要素を含まない分限は、本来は、懲戒とは区別されるべき概念である。

付したものが弾劾事由となっている。この点に注目し、先に挙げた桜田教授と同様に、弾劾も懲戒も性質において同一であり、弾劾は懲戒の程度の重いものにすぎないという見解がある。例えば、宮田豊教授は、「裁判官に対する懲戒には、裁判所法および裁判官分限法による懲戒（以下、狭義の懲戒という）と裁判官弾劾法による罷免とがある。……狭義の懲戒事由と弾劾事由との差異は、それが「著し」いか否かもしくは「甚だし」いか否かの程度如何の問題となる」という[23]。

たしかに、いずれも非行を犯した裁判官に不利益処分を与える機能を果たすという点では、弾劾と懲戒は同じであるといえる。しかしながら、懲戒とは「公務員の義務違反に対して、その使用者である国家が、公務員法上の秩序を維持するため、使用者として行う制裁」である[24]のに対して、弾劾は「民主主義の一発現として、国家枢要の地位にある者の非違非行を国民的基盤に立って問責する手段」[25]ないし「強い身分保障を受けた公務員に非行があった場合に、国民の意思に基づいてその者の身分を剥奪する特別の手続」[26]と解されており、その制度の目的が明らかに異なる。弾劾裁判によって著しい非行を犯した裁判官が罷免され、裁判所の秩序が回復するとしても、それはあくまで罷免の効果であって[27]、この点のみをとらえて、懲戒による免職[28]と同質のものとみるのは妥当ではなかろう[29]。

---

[23] 宮田豊「裁判官弾劾」芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣、1988年）369頁。同様に弾劾と懲戒とを同質であると論ずるものとして、例えば、鈴木昭洋「弾劾裁判と刑事裁判の審判対象の相違」弾劾裁判所報2002年号（2002年）50頁（「手続面においては、刑事裁判に類似する弾劾裁判と懲戒免職手続は全く異なるものであるが、その判断事項は同質のものである以上、判断の対象とされる事実の範囲も、官吏に対する懲戒免職手続と本質において異なるものではないはずである」）。

[24] 鵜飼信成『公務員法〔新版〕』（有斐閣、1980年）288頁。

[25] 『裁判官弾劾制度運営二十年』（裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局、1967年）89頁。

[26] 前掲『裁判官弾劾制度の五十年』1頁。

[27] 永田一元「裁判官弾劾法第2条についての一考察」弾劾裁判所年報1号（1983年）32-33頁。

[28] ただし、現行の裁判官分限法は、裁判官の懲戒として、戒告と過料のみを規定している（2条）。通常の国家公務員とは異なり、免職、停職または減給の規定は存在しない。

[29] 上村千一郎『新訂版裁判官弾劾法精義』（敬文堂、1982年）63頁（「懲戒は、組織の内部規律の維持を目的として、職務義務に違反した者に制裁を科すものであ」り、「およそ組織が存立していくためには欠かすことのできない制度であ」る一方、「弾劾は、裁判官が国民の信託に背反する行為を犯したことを理由として、彼に対し不信任の意思を表示すること」であるという）、佐々木高雄『裁判官弾劾制度論』（日本評論社、1988年）149頁（「懲戒とは、主として制度の秩序維持の観点から準備された制度であるのに対して、弾劾は国民の公務員選定罷免権に基づく、というように存立の基盤を異にする」ので、「両者が質的に相違する」という）、佐藤・前掲注（14）56頁、鈴木忠一「裁判官弾劾法の諸問題（上）」法曹時報33巻7号（1981年）58頁（弾劾事由は「裁判官の行為が、憲法上の原則、憲法的

なお、弾劾と懲戒を異質なものととらえるか否かによって、同一事由による弾劾裁判と懲戒裁判とが両立しうるかという問いに対する答えに差異が生じる。

弾劾と懲戒とが質的に異なるのであれば、「同一裁判官についての同一事実が弾劾事件として訴追されると共に分限事件として懲戒に付されることは妨げ」られないことになる[30]。実際に、裁判官が同一事由で弾劾裁判と懲戒裁判の両方を受けた先例もある[31]。裁判官弾劾裁判所と懲戒裁判所とでは、「各自は独立の認定権があるから、懲戒の裁判があっても、弾劾による罷免の裁判もできるし、また弾劾裁判所は罷免しかできないから、罷免しない旨の裁判をしても、これを懲戒に付することは差し支えない」といえよう[32]。

一方、弾劾と懲戒とを同質なものであると考えるならば、「同一構成事実に対して、狭義の懲戒裁判と弾劾裁判とを併せ行ない得るかという点」について、基本的には、「罷免を制裁の一種と見るから、理論上常に両立すると解することには疑い」を示さざるを得ない[33]。この立場によれば、「同一事件について、懲戒裁判に付されると共に訴追されることはありえても、懲戒処分と弾劾による罷免とが行なわれることは理論上許されない」ことになる[34]。

秩序に違反したときは勿論、それ以外の法規・善良の風俗等に違反し、裁判官に与へられた付託……に違反し、その行為が恕し難く、当該裁判官に信頼をつなぎ得ないと認められる場合」である一方、懲戒事由は「裁判官としての勤務関係上の一般的義務違反にとどまり、懲戒裁判所がこれに懲罰を課すことによって内部の規律の維持、推進が計られ、また国民の司法に対する信頼をつなぎ得る場合」であるという)。

[30] 鈴木・前掲注（29）59 頁。佐々木教授も、「懲戒裁判と弾劾裁判との重複について、二重処罰という法的問題の発生を避けようとするならば、両者の異質性をこそ確認すべきであろう」と述べる（佐々木・前掲注（29）150 頁)。野間繁「裁判官弾劾法上の諸問題」法学新報 59 巻 12 号（1952 年）119 頁も同旨。

[31] 昭和 23 年（訴）第 1 号事件の被訴追者（弾劾裁判所昭和 23 年 11 月 27 日官報昭和 23 年 6588 号（1948 年 12 月 28 日）283 頁、不罷免判決、東京高等裁判所昭和 24 年 1 月 31 日、戒告決定)、昭和 23 年（訴）第 2 号事件の被訴追者（弾劾裁判所昭和 25 年 2 月 3 日官報昭和 25 年 6924 号（1950 年 2 月 11 日）106 頁、不罷免判決、東京高等裁判所昭和 25 年 5 月 31 日、過料決定)。わが国初の罷免判決（裁判官弾劾裁判所昭和 31 年 4 月 6 日官報昭和 31 年 8790 号（1956 年 4 月 18 日）350 頁）の対象となった被訴追者も、東京高等裁判所によって 2 回の過料の決定を受けた（昭和 29 年 6 月 12 日、同年 12 月 28 日)。

[32] 兼子一・竹下守夫『裁判法〔第 4 版〕』（有斐閣、1999 年）265-266 頁。

[33] 宮田・前掲注（23）369 頁。

[34] 自らの見解が「弾劾と懲戒とが全く同質のものであるとする見解を述べたものではない」としながらも、「弾劾も懲戒も裁判官の非行に対する制裁であるという点で同じ性質のものである」とし、「両者は基本的に同じ目的を持っており、本質的には同一のものである」と述べたうえで、本文引用部分が続く（金村博晴「弾劾と懲戒」弾劾裁判所年報 3 号（1986 年）33 頁)。一方、裁判官弾劾裁判所事務局は、かつて、裁判官弾劾法の改正の検討のために作成した資料「我が憲法下における「弾劾裁判」の性格」において、「裁判官の弾劾と裁判所法上の懲戒とはその本質を異にすると考える」とし、また、「裁判官弾劾法 2 条各号の「著しく」又は「甚だしく」という表現は、裁判所法 49 条が規定する懲戒事由の程度の重いものを意味するのではなく、両者の間の質的差異を示すメルクマールと解すべきである」

(2) 弾劾事由についての立法裁量

アメリカ合衆国の連邦の弾劾制度では、弾劾の対象は大統領や副大統領をはじめすべての公務員（文官）を対象としているが、その弾劾事由については、「叛逆罪、収賄罪その他の重大な罪及び軽罪」（2条4節）として、合衆国憲法に直接規定されている。このうち、叛逆罪については、憲法自身に定義があり（3条3節1項）、収賄罪は刑事法上の犯罪であり、今日ではその内容が法律で定められている[35]が、それらに続く「その他の重大な罪及び軽罪」をどのように解釈すべきかについては、議論が分かれている。筆者は、別稿において、この弾劾されるべき罪の意義については、(1) 刑事法上の犯罪性は必要条件ではなく（したがって、刑事法上の犯罪でなくとも弾劾されるべき罪に該当するものは存在する一方、すべての刑事法上の犯罪が弾劾されるべき罪を構成するわけでもない）、(2) 原則として、職務権限の重大な濫用ないし統治機構に対する深刻な脅威を指すが、(3) 判断にあたっては、問題となる行為と職務との関連性に固執すべきではなく、職務と無関係な個人的な非行であっても、当該職位の品位を著しく失墜させ、国民の信頼を破壊する場合には、弾劾罷免されるべきであると論じた[36]。大統領の弾劾については、大統領の職務上の権限の著しく不正な濫用の場合のみに認められ、職務と無関係な個人的非行は、一部の例外的場合を除き弾劾されるべき罪には当たらないという見解が有力であるが、筆者は、必ずしも範囲が明瞭でない例外を設けるならば、職務関連性に関して一般的な基準を定立することは不要であるので、職務関連性を弾劾の条件とすべきではないというマクギニス（John O. McGinnis）の見解[37]を支持する。また、憲法上「非行なき限りその職を保持する」裁判官（3条1項）についても、ゲルハルト（Michael J. Gerhardt）の主張するように、この規定ゆえに大統領よりも裁判官が低い基準で弾劾されうると読むべきではないが、裁判官の特別な義務と機能を考慮に入れるべきである（したがって、大統領の場合には弾劾されるべき罪には至らな

と記述したことがある（同文書を所収する澤村一郎「最近の弾劾裁判所の歩み」弾劾裁判所年報1号（1983年）12頁）。また、弾劾事由と懲戒事由の「両者を対比すると、質的差異は存せず、単に程度の差に過ぎ」ないとして、同質説に立ちながらも、「理論上、同一裁判官についての同一構成事実が弾劾事件として訴追され裁判されると共に、分限事件として懲戒の対象とされることは毫も妨げられるものではな」いとする見解もある（齋藤・前掲注（6）236頁）。一方、弾劾と懲戒との質的差異と量的差異との関係に関しては、「量の変化（懲戒事由の著しき高度性・増大性）は質の変化を来たすといふ社会的法則」があるとする見解もある（鈴木・前掲注（29）58頁）。

[35] 18 U.S.C. § 201.

[36] 拙稿「アメリカ合衆国における弾劾されるべき罪の意義について」新井誠ほか編『司法と憲法——アメリカ憲法学の源流と現在』（尚学社、2012年刊行予定）。

[37] John O. McGinnis, *Impeachment: The Structural Understanding,* 67 GEO. WASH. L. REV. 650, 654-55 (1999).

いような、職務と無関係の個人的な司法制度に関連する非行でも、裁判官の場合には、司法に対する信頼を侵害するため、弾劾されるべき罪を構成しうる）[38]と考える。

一方、裁判官に対象を限定されたわが国の裁判官弾劾制度では、弾劾事由は憲法上規定されておらず、法律に委ねられている（日本国憲法 64 条 2 項）。これを受けて、裁判官弾劾法が前掲のとおり弾劾事由を規定している。わが国の裁判官弾劾制度はアメリカ合衆国の弾劾制度を継受したものであることが、日本国憲法の制定史上明らかになっており[39]、わが国の制度を検討するにあたって合衆国の制度及びその運用を検討する意義は非常に大きい。

そこで、米国の制度との比較においてわが国の裁判官の弾劾事由について検討するに、まず挙げられることは、それを憲法で直接規定するか、法律に規定を授権するかの差異である[40]。弾劾されるべき罪が憲法に規定されている米国の制度では、議会が容易に改変することはできない一方、わが国の制度では、裁判官弾劾裁判所を設置しその構成員を選出する国会に、弾劾事由についての立法を委任している。別稿で述べたとおり、憲法上の規定を有する米国ですら弾劾されるべき罪についての判断をめぐる議会の裁量についての懸念が示されて

---

[38] MICHAEL J. GERHARDT, FEDERAL IMPEACHMENT PROCESS: A CONSTITUTIONAL AND HISTORICAL ANALYSIS, 106-07 (2nd ed. 2000).

[39] 佐々木教授によれば、連合国総司令部の民政局による日本国憲法の草案起草段階において、弾劾制度の導入が検討されたことから、「わが国は、明らかに同国〔アメリカ合衆国のこと〕の制度の模倣を出発点とした経緯がある」という（佐々木・前掲注（29）140 頁）。民政局では、当初、国のすべての公務員が「叛逆、収賄その他重大な犯罪または軽罪」で弾劾罷免されうる旨の規定が起草されていた。しかし、1946 年 2 月 6 日の会議において、「公務員の罷免のための一般的なテクニックとしては、弾劾は面倒で時間がかかり、公務員に対し告発がなされるごとに、国会が弾劾裁判所として審理に当たる必要が生ずることになる」との批判（高柳賢三ほか『日本国憲法制定の過程 I』（有斐閣、1972 年）139 頁）を受けて、裁判官のみを対象とする弾劾制度に変更された（この点については、佐々木・前掲注（29）92-121 頁に詳しい）。民政局で憲法草案の起草に携わったスタッフの多くがアメリカ合衆国憲法に通暁していたことと、民政局内部の検討小委員会における草案の弾劾に関する規定案で、合衆国憲法 2 条 4 節の規定ときわめて類似した文言が用いられていたことから、わが国の裁判官弾劾制度は合衆国憲法の弾劾制度を意識して継受されたことは明らかであるといえよう。ただし、佐々木教授は、「わが国の憲法がマッカーサー草案に基づいて成立した事情を想起すれば、現行諸制度の検討に際して、合衆国の制度を参照することは、一般的には正しい」としても、「弾劾裁判制度については、事情をいささか異にする」と述べている（237 頁）。「自国の制度の欠陥に通暁するスタッフが、自国の制度をそのままの姿で導入することに反対し、日本には独自の制度を創設するように求めたもの」（237 頁）と解することができる以上、弾劾制度の比較は注意して行わなければならない。

[40] 弾劾事由を憲法で直接規定せずに法律に委ねることが妥当か否かについては、議論が分かれよう。「弾劾による罷免事由は本来憲法に定めて然るべきものである」と主張する佐藤幸治教授の見解（佐藤・前掲注（14）56 頁）に、筆者は与するものである。なお、上村・前掲注（29）52 頁も同旨。

いる[41]。憲法上の直接の規定を有しないわが国の制度では、より一層、弾劾事由に関する国会の立法裁量には注視すべきであろう。

次に、母法国の運用にならって、わが国においても、国民の信頼を侵害するような職務権限の重大な濫用ないし統治機構に対する深刻な脅威に対して弾劾がなされるべきであると考えるならば、現行の裁判官弾劾法による弾劾事由の規定は、基本的には妥当であるといえよう。すなわち、職務上の義務に関する事項を 2 条 1 号で規定し、職務とは無関係であっても司法に対する信頼を害するような個人的非行を 2 号で規定している。司法権の独立を確保するとともに国民の公務員選定罷免権を具体化するものとして、前者を害するような過度に広汎な規定でもなければ、後者を実効的に実現しえないような必要な制約を欠いたものともいえないと思われる[42]。

4．弾劾の目的と罷免判決の効果

(1) 罷免判決の効果

裁判官弾劾裁判所によって被訴追者に罷免の判決が宣告されると、同時にそれが確定し発効するので、即時に罷免される（裁判官弾劾法 37 条)。現行の裁判官弾劾法によれば、裁判官弾劾裁判所の判決に対して不服申立てをすることはできず、上訴もできない。

罷免判決を受けた者は、他の法令の規定により、裁判官の職を失うのみならず、裁判官及び検察官の任命資格や弁護士となる資格を失う（裁判所法 46 条 2 号、検察庁法 20 条 2 号、弁護士法 7 条 2 号)。公証人には罷免から 2 年経過しなければ任ぜられず、新たに公証人の資格が必要となる（公証人法 14 条 3 号)。弁護士となる資格を失うので、弁理士や税理士（弁護士法 3 条 2 項、弁理士法 7 条 2 号、税理士法 3 条 1 項 3 号)、社会保険労務士(社会保険労務士法 3 条 2 項)、行政書士（行政書士法 2 条 2 号)、海事補佐人（海難審判法施行規則 19 条 5 号)

---

[41] L. Darnell Weeden, *The Clinton Impeachment Indicates a Presidential Impeachable Offense is Only Limited by Constitutional Process and Congress' Political Compass Directive,* 27 WM. MITCHELL L. REV. 2499, 2518 (2001).

[42] ただし、「弾劾法第 2 条に規定されている罷免の事由は、極めて抽象的かつ包括的であって、具体性、明白性に欠けるうらみがあ」り、「どの程度の職務義務違反又は非行が「著しく」「甚だしく」という評価を受けるものであるかについては、最終的には裁判員の主観的価値評価に委ねられざるを得ない」ため、「国民に弾劾裁判についての疑惑を生ぜしめ、かつ司法権独立をもおびやかす結果を生ぜしめる」ことを避けるには、弾劾事由についての「判断基準をできる限り明確にしておくことが」必要であろう（永田・前掲注 (27) 31 頁)。なお、これまでのわが国の裁判官弾劾制度の裁判例において扱われた非行につき、2 条 1 号該当と 2 条 2 号該当、刑事法上の犯罪性の有無、職務関連性の有無などに分類した片野里知子「裁判官が罷免される行為とは」弾劾裁判所報 2009 年号（2009 年）89 頁は、日米比較研究の視点からも注目される。

などには、新たに個別の資格を取得しない限りなれない。さらに、民事調停委員・家事調停委員に任命されず(民事調停委員及び家事調停委員規則2条3号)、司法委員・参与員となるべき者に選任されない（司法委員規則2条3号、参与員規則2条3号)。また、罷免判決を受けた者は、最高裁判所により退職手当の全部または一部を支給しない決定を受けうる（国家公務員退職手当法12条1項1号）ほか、退職共済年金など国家公務員共済組合から支給を受ける長期給付は、60か月間その職域加算額に相当する額のうち100分の50が支給されない（国家公務員共済組合法97条1項、同法施行令11条の10第1項2号、3項)。

弾劾と懲戒とを同質なものであると解する立場（弾劾懲戒同質説）に立てば、このような法曹資格の喪失や退職手当・年金の支給の制限は、裁判官の罷免に付加された被訴追者への制裁の一部として、何ら違和感なく認められるであろう。非行を犯した裁判官を排除するだけでは飽き足らず、本人に対して強い反省を求めることと勤務関係の規律を維持することまで必要となるので、罷免以外の不利益は与えられるべき制裁の一部をなす。

一方、弾劾と懲戒とを異質なものであると解する立場（弾劾懲戒異質説）からは、罷免による失官以外の不利益をどのように理解すべきであろうか。不適格な裁判官を排除することのみが裁判官弾劾制度の目的であるので、判決により被訴追者が罷免されれば十分であり[43]、それ以外の社会的・経済的な不利益は必ずしも与えられなければならないものではないと解される。

(2) 免官留保制度

罷免の判決を受けた被訴追者は、社会的ないし経済的に甚大な不利益を受けることになる。そこで、このような不利益を回避するため、訴追を受けた裁判官は、弾劾裁判の係属中に、自ら裁判官を辞任しようと画策するかもしれない。しかしながら、これが認められるとすれば、非行を犯した被訴追者は、裁判官を退官した後に、満額の退職金と年金の受給資格を有しながら、弁護士となれることになる。

そこで、裁判官弾劾法41条は、「罷免の訴追を受けた裁判官は、本人が免官を願い出た場合でも、弾劾裁判所の終局裁判があるまでは、その免官を行う権限を有するものにおいてこれを免ずることができない」と規定し、依願免官の願出を留保するという形で、被訴追者による不利益の回避を防止している。この免官留保制度は、裁判官訴追委員会による訴追がなされた後の段階を対象としており、条文上は訴追が決定される以前であれば依願免官ができる[44]が、その

---

[43] 「弾劾制度にとって、罷免後の元裁判官に関心など毛頭ない」からである（佐々木・前掲注（29）150頁)。

[44] この点につき、「退官願の提出が訴追の前と後とにおいて差異があるべきではな」く、「世

願出は最高裁判所を経なければならず（裁判官分限法 1 条 2 項）、最高裁判所は裁判官に罷免事由があると思料する場合には訴追請求しなければならないこと（裁判官弾劾法 15 条 3 項）から、訴追される前の段階であっても、最高裁判所によって免官が留保されうる[45]。ただし、免官留保制度には、かつては公職選挙法 90 条との関係で不備があった[46]ほか、現在でも、被訴追者たる裁判官が、任期を満了し、定年に達し、あるいは死亡したときには対応できない[47]。

間に対して不公正感を与え、延いては弾劾制度の趣旨を没却するに至る」（そして、「罷免事由の存否を国民の前に明白にすることがその被訴追者にとつても裁判所全体にとつても適当であるのみならず訴追についての調査の状況次第ではたやすく退官し得ない建前にしておくことが裁判官の責任感を強うするものであり、延いて国民に裁判の公正を納得させ、国民の法に対する権威をつなぐ所以」となる）として、訴追委員会による調査段階でも免官留保を認めるべきとの見解もある（野間・前掲注（30）103-104 頁）。実際に、裁判官訴追委員会が調査を開始し、免官留保の必要があると免官権者に通告したときは、当該裁判官の免官が留保されなければならないと規定するよう、裁判官弾劾法の改正が検討されたことがある（佐々木・前掲注（29）168-173 頁）。しかしながら、「本人が自分の非を認め免官を願い出たのにそれを抑え、権力をもって罷免するのは屍に鞭打つのに等しいし、それは人の自由を拘束し過ぎる」ことであり、また、「退官を願い出た者がこれを抑えられた結果、弾劾裁判の進行中、不罷免の結果を予測し変心してそれを撤回し、その後罷免しないとの裁判を受けても退官しないことがあると、却つて司法に対する国民の信頼が失われることになる」ため、そのような改正は妥当ではなかろう（野間・前掲注（30）105 頁）。

[45] 例えば、昭和 23 年（訴）第 1 号と昭和 23 年（訴）第 2 号の各事件の被訴追者が、裁判官訴追委員会による訴追決定以前に、免官を願い出ている。なお、昭和 32 年（訴）第 1 号事件の被訴追者（簡易裁判所判事）が訴追決定以前に提出した退官願は、高等裁判所長官によって訴追が決定されるまで留置され、また、平成 13 年（訴）第 1 号事件の被訴追者（地方裁判所判事兼簡易裁判所判事、高等裁判所判事職務代行）が訴追決定以前に提出した退官届は、高等裁判所によって受理が留保された。

[46] 公職選挙法 90 条は、「公職の候補者となることができない公務員が、……届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす」と規定する。これにより、公職の候補者として届け出れば、最高裁判所によって依願免職の願出が留保されていても、自動的に裁判官の身分を喪失するため、被訴追者は、罷免判決は受けず、付随する社会的・経済的な不利益も回避しうる。実際に、最高裁判所長官によって訴追請求を受けながら、このみなし免官規定を利用して、弾劾裁判を免れた裁判官がいた（この件については、小池信行「裁判官弾劾法の一部改正について」法の支配 49 号（1981 年）18 頁に詳しい）ため、昭和 56 年法律第 66 号による改正によって、最高裁判所から訴追請求がなされ、または訴追委員会から訴追されている裁判官については、公職選挙法 90 条の規定を適用しないものとするとの規定が設けられ（裁判官弾劾法 41 条の 2）、今日では、このみなし免官を用いて弾劾裁判を回避することはできなくなっている。

[47] 実際に、最高裁判所によって訴追請求を受けながら、既に提出していた判事としての再任願を取り下げ、任期終了により退官し、弾劾裁判を免れた裁判官がいた（この件については、第 171 回国会参議院質問第 109 号「任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する質問主意書」及び同第 133 号「任期満了直前の不祥事に基づく裁判官弾劾手続きに関する再質問主意書」に詳しい）。

免官留保制度の意義をめぐっては、不適格な裁判官を排除するだけでなく、本人を問責し秩序を回復することまでを弾劾の目的とする弾劾懲戒同質説に立てば、制裁を漏れなく与えるために必要な制度であると解される一方、不適格な裁判官を排除することのみを制度の目的とする弾劾懲戒異質説によれば、罷免すべき裁判官が自ら免官を願い出てきた場合にはそれを認めればよいのであって、免官留保は無用なものといえる[48]。もとより、免官留保制度がなければ被訴追者は自由に退官できることになり、罷免以外の不利益を回避できることになるが、それは裁判官弾劾制度固有の問題ではないため、制度を維持するための論拠とはならない[49]。

(3) 資格回復裁判制度

裁判官弾劾法 38 条は、「罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき」(1 項 1 号)、及び「罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき」(1 項 2 号)、被罷免者の請求により、裁判官弾劾裁判所は資格回復の裁判をすることができると規定している。これは、「罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失つた資格を回復する」ものである (2 項)。

1 号の資格回復裁判制度は、先立つ罷免判決についての判断自体は正しいが、(資格回復裁判の) 請求者は深く反省しているので、失った法曹資格等を温情的に回復してほしいと主張するものである。1 号でいう「相当とする事由」とは、裁判官弾劾裁判所の裁判例によれば、「罷免の裁判に対し、反省改悛の情顕著にして、その間に人格的改善の事実が見受けられ、かつ、その他の情況をも考慮に入れてこれを考察すれば、今後請求者において、かつて弾劾されたような過誤を再び犯すことはないであろうと充分期待することができる場合」である[50]。

一方、2 号の資格回復裁判制度は、裁判官弾劾裁判所の罷免判決に判断の誤りがあるため、違法な罷免を取り消し、本来あるべき状態へ取り戻すよう主張するものである。2 号でいう「相当とする事由」とは、裁判例によれば、「罷免の

---

[48] 佐々木・前掲注 (29) 188 頁。

[49] 上村千一郎教授も、「裁判の途中で辞めてしまうのは許し難い、というのは感情論に過ぎないし、罷免の裁判の効果として発生する不利益を回避するため辞任するのは不当だ……というのは、例えば、別の立法をもって、弾劾訴訟の係属中に依願免官された裁判官について、弾劾裁判により罷免された者と同様の資格剥奪又は制限をすることも可能であるから、ものごとの一面しかみない見解だといわざるを得ない」として、現行法上、免官を認めることにより罷免判決に伴って生じる不利益を回避しうるようになることが、「免官留保の制度の存在意義を肯定する十分な論拠とはいえない」と述べている (上村・前掲注 (29) 254 頁)。

[50] 裁判官弾劾裁判所昭和 38 年 2 月 4 日決定官報昭和 38 年 10853 号 (1963 年 2 月 22 日) 554 頁。

判決に重大な瑕疵が存在し、その宣告により失った資格だけでも、直ちに回復させなければ正義に反すると認められる場合」である[51]。

この2つの資格回復裁判制度を分析すると、1項1号は恩赦的性格を、2号は刑事訴訟における再審的性格を有するといえる[52]。38条という1つの条文のなかに、制度目的が明らかに異なる恩赦と再審とを混在させているのは、制度設計のあり方として適切であるとはいえない[53]。

また、再審的資格回復裁判の場合、違法な罷免判決を取り消さずに、失った資格のみを回復させるということは、理論的には不合理であるといえる[54]。弾劾事由がないことについての証拠が新たに発見された場合には、文字どおり再審を裁判官弾劾裁判所に対して求めるべきであって、そのための手続規定を設けるべきであろう。

(4) 小括

---

[51] 裁判官弾劾裁判所昭和34年2月10日決定。

[52] 裁判官弾劾裁判所の裁判例も、「資格回復の裁判は、裁判官弾劾法の規定により裁判官を罷免された者に対し、同法第三十八条第一項各号に規定する事由の有無を判断するものであって、その本質は、同条第一項第一号は恩赦的性格、第二号は刑事訴訟における再審的性格を有するものと解される」と判示している(裁判官弾劾裁判所昭和31年7月11日決定)。

[53] 杉本正則「再審制度と裁判官弾劾法第38条第1項第2号」弾劾裁判所報2006年号(2006年)36頁。

[54] 「前になされた裁判の効力を前提として、それにより失った資格を回復することを本来の目的とする資格回復の裁判という形式に、前の裁判の効力自体を否認しようとする再審の裁判の要素を持込むこと自体、理論的に無理があり、概念の混乱を来しているといわざるを得ない。国家は、罷免の裁判を受けた者に罷免の事由のないことが明らかになった場合には、まず、その裁判の無効を宣言すべきであって、誤判であったことを自ら認めた右裁判の効力をそのまま維持した上、その裁判によって失われた資格のみを回復させるというのは、救済方法としては決して合理的ではないし、かつ不十分であると思われる」(上村・前掲注(29)411頁)。同様に、「概念的混乱」ないし「立法技術上の混交・不手際」を示していると指摘するものとして、鈴木忠一「裁判官弾劾法の諸問題(下)」法曹時報33巻8号(1981年)43-44頁(「恩赦法的効果を目的とする資格回復(将来効)と再審の裁判の効果である資格回復(原状回復、遡及効)とを区別しないで、両者を等しく「資格回復」として規定してゐる点」と、「復権(すなはち一種の行政権の発動を促す請求)と本来罷免の裁判を対象とする司法上の再審の請求を「復権(資格回復)」の面をとらへて一律に規定してゐること」を問題視する)。この点、立法論としては、例えば、西村健一「裁判官弾劾法の問題点とその改正について」宮崎産業経営大学法学論集4巻1・2号(1992年)104頁は、「事件の審理のやり直し」という形で再審制度を構築し、「再審請求があれば当然に審判が開始されるのではなく、再審請求に理由があるかどうかを、まずチェックするシステムをとること」を提案している。また、「再審による遡及効を認めても後任者の行為は影響を受けないとすることも理論的には可能であ」るから、「〔38条1項〕第2号に基づく資格回復の裁判の効果は原判決を失効させ、罷免判決を受けた者は当然に元の地位を回復するが、罷免判決から資格回復の裁判までに他の裁判官がなした行為の効力に影響はないとするのが相当であ」り、「本来ならば任命権者は原状回復として元の官と同一の官に任命すべきであ」るとする見解もある(杉本・前掲注(53)34-35頁)。

弾劾懲戒異質説によれば、裁判官弾劾制度は不適格な裁判官を罷免することが本質的な目的であって、法曹資格の喪失等の罷免判決に伴う社会的・経済的不利益は、あくまで政策的に付加された付随的な効果にすぎない。この不利益が裁判官弾劾法そのものには規定されていない（検察庁法や弁護士法などの他の法令に規定が置かれている）ことからも、これが裁判官弾劾制度固有の問題ではないことは明らかである。

もとより、付随的不利益は罷免判決の本質的要素ではないとしても、弾劾懲戒異質説は、それを設けること自体を一切禁止するものではない。土屋教授が強調するとおり、国会には弾劾に関する広汎な立法裁量が認められていること[55]から、罷免判決の付随的効果として法曹資格の喪失等を設けるか否かは、立法政策の問題であるといえよう[56]。ただし、社会的・経済的不利益が、被訴追者に対する罷免の是非をめぐる裁判官弾劾裁判所の判断に過度に影響することは避けられるべきである[57]。

弾劾懲戒異質説に立てば、「不適格な裁判官の排除こそが弾劾裁判制度の真の目的」であるから、「非行を犯した裁判官である以上、不適格との烙印を押した後でなければ辞めさせない」ために設けられた免官留保制度に関しては、その必要性について直ちに肯定されるものではない[58]。

とはいえ、罷免判決の効果として社会的・経済的不利益を設けている現行の法令の規定を踏まえれば、自ら免官を願い出た裁判官を短い期間とはいえその地位にとどめておくことの不当性を考慮に入れても、裁判官弾劾法の免官留保規定は、必ずしも不適切な立法政策であるとはいえない。あるいは、裁判官弾劾制度が国民の公務員選定罷免権の具体化であるということを強く意識すれば、免官留保制度は、「国民の「罷免権」の行使を完遂させるという目的に奉仕する」ものとして、むしろ肯定的にとらえうる余地もある[59]。

---

[55] 土屋・前掲注（9）158 頁。

[56] 土屋・前掲注（9）172 頁。

[57] この点、裁判官弾劾裁判所の裁判員が「罷免されると法曹としての全部の資格を失うので慈悲の心が動い」て、本来罷免されるべき被訴追者に対して罷免判決がなされないことがある（あった）とすれば、制度のあり方としても、問題である（井野碩哉ほか「裁判官弾劾制度創設 20 周年記念座談会　裁判官弾劾制度の 20 年」ジュリスト 384 号（1967 年）32 頁（小林俊三発言））。

[58] 佐々木・前掲注（29）242 頁。佐々木教授は、「そもそも裁判官弾劾制度とは、伝家の宝刀であって、むやみに抜き払うものではない。抜かずに済ませられるのなら、それに越したことはないであろう。それにもかかわらず、恭順の意を表する相手に対して鞘が払われたのにとどまらず、「切れ味のほど、見せてくれる！」とばかりに振りおろされ」るのは妥当ではないと述べる（229 頁）。

[59] 裁判官弾劾制度が「「国民裁判」の性格を帯びている」ので、「もし仮に、被訴追者の願出による免官を許すことによって、弾劾裁判所が事案の解明を中途で放棄せざるを得ない事態が招来されるとすれば、国民は「振り上げた拳」のやり場に窮し、弾劾制度に対する

前述のとおり、再審と恩赦という異なる 2 つの制度目的をもつ裁判を、合わせて資格回復裁判制度とすることについて、立法技術的に不適当であると筆者は考えるが、弾劾懲戒異質説によれば、特に、1 号の恩赦的資格回復裁判制度については、その意義そのものを是としない。

裁判官弾劾裁判所は、これまで、罷免判決後 5 年を経過したうえで行われた裁判官弾劾法 38 条 1 項 1 号に基づく資格回復の請求に対して、すべて資格回復の決定を行ってきた（請求の取下げがあったものを除く）。佐々木高雄教授は、この恩赦的資格回復を認める「相当とする事由」の認定について、「裁判員の判断に任され、客観性などほとんど期待できない」ため、「弾劾罷免は期限つきの資格停止処分になりさがる」と懸念している[60]。ならば、国民の意思に基づき失官させた者について、（佐々木教授によれば）時間の経過のみで、再び裁判官に（理論上は）再任されうる資格を認めることは、はたして妥当であろうか[61]。

たしかに、（資格回復の裁判の）請求者に対して資格回復の決定がなされても、事実上、裁判官や検察官への任官の可能性は閉ざされており（この点は、裁判官弾劾裁判所も判示するところである[62]）、実際にも、請求者は弁護士になることを望むことが多いという[63]。ならば、また別の問題が生じる。すなわち、裁判官の適格性を審査することが職務であるはずの裁判官弾劾裁判所が、事実上、弁護士となる資格の審査をするよう機能していることは、はたして妥当であろうか[64]。

信頼を喪失してしまう虞れがある」（上村・前掲注（29）255 頁）。「もとより、免官留保の制度は、被訴追者の自由に対する大きな制約であり、場合によって「死者にムチ打つ」という弊害を生みかねない」が、「この点を考慮するとしても、なお、国民の「罷免権」行使の意思が客観的・具体的に発現された後は、裁判官の「任意に辞任する自由」は制約を受けるのも止むを得ないと考えるべきであろう」 という（255 頁）。

[60] 佐々木・前掲注（29）151 頁。

[61] 佐々木・前掲注（29）151 頁、土屋・前掲注（9）172 頁。

[62] 裁判官弾劾裁判所昭和 60 年 5 月 9 日決定は、「裁判官を罷免せられた者が、仮に、五年以上の年月を経た後、改悛の情が顕著であるとして資格回復の裁判を得たとしても、これにより再び裁判官たる地位に復せしめられることは、理論上は別として、現実には極めて実現性に乏しく、検察官に任命せられることも同様に困難とせざるを得ないであろう。両者とも、厳格な人事権の壁がそれを阻むと考えられるからである」と判示したうえで、「請求者が裁判官乃至検察官としての適格性を有するか否かの吟味よりも、むしろ、在野法曹としての資格を付与して差支えないか否かに重点を置いて考えるのを相当とする」としている（官報昭和 60 年 17475 号（1985 年 5 月 14 日）14 頁）。

[63] 勝美ほか・前掲注（15）81 頁（藤田教稔発言）。

[64] （資格回復の裁判の）請求者が弁護士としての適格性を有するか否かを判断する権限を、国民の公務員選定罷免権を行使する裁判官弾劾裁判所に対して付与する合理性はないと筆者は解する。また、別の視点から、恩赦的資格回復裁判を裁判官弾劾裁判所が行うことへの疑問を呈するものとして、鈴木・前掲注（54）44 頁（鈴木忠一判事は、「法三八条が恩赦の意味の復権の請求及びそれに対する裁判を、罷免の裁判をした当の弾劾裁判所にさせる形式をとってゐることは異例であり、立法として相当か否か疑わしい」という）。

筆者は、端的に恩赦的資格回復裁判を認める裁判官弾劾法 38 条 1 項 1 号の規定を削除するのが妥当であると解する[65]。

5．在任中に任命欠格事由に該当した裁判官の身分

(1) 司法権の独立と当然失官の是非

裁判官弾劾制度は、司法権の独立の原理との間で、アンビバレントな関係にある。すなわち、司法権の独立の一内容である司法府（裁判所）の独立との関係においては、裁判官の行為が外部の組織によって調査、審理され、判断の結果、罷免されうるという点に着目すれば、司法府の独立に対する牽制手段であるといえる[66]。一方、裁判官の職権行使の独立との関係においては、裁判官がその意に反して罷免される場合がこれと執務不能の裁判の 2 つに限定されており（日本国憲法 78 条前段）、強く身分が保障されていることから、この原理を実効的なものにする制度であると解することもできる[67]。

---

[65] ならば、現行の弁護士法 7 条 2 号を前提とする限り、裁判官弾劾裁判所によって罷免判決を受けた者は、改めて法曹資格を取得しない限り、弁護士となれないことになる。これはあまりにも酷ではないかとの批判もありえよう。もっとも、このことは、前述のとおり、裁判官弾劾制度の固有の問題ではない。法令の規定次第では、罷免判決による失官後直ちに法曹への復帰を認めることも（立法政策としては妥当とは思われないが）許容されよう。「立法論としては、……各任命権者及び弁護士会の判断に委ねることで足りる」（杉本・前掲注（53）36 頁）と解するのが妥当である。なお、裁判官弾劾裁判所事務局も、かつて、「そもそも罷免の裁判によりどのような資格が喪失させられるかは「他の法律」の定めによるわけであるから、その資格の回復についても、……それぞれの法律の定めに任せることとしても差し支えなかったはず」であり、「〔裁判官弾劾法 38 条 1 項〕1 号事由に基づく資格回復については、このような立法の必然性はなかったようにも思われる」と記述したことがある（訟務課「資格回復裁判の実務と事例」弾劾裁判所年報 2 号（1984 年）2-3 頁）。

[66] 「裁判官弾劾制度は、法の適用に民意を反映せしむるという所謂司法権に民主的基礎を与える長所はある反面、これが濫用は屢々司法権の独立を害し、裁判官はこの制度あるがため専ら民衆の意思に阿諛迎合せんとする傾向にあり、判事をして民衆の瞬間的意思の奴隷に委ねる懼れなしとしない」（佐藤・前掲注（13）319 頁）。なお、このことは、特に、裁判官弾劾裁判所の国会からの独立性を否定したうえで弾劾懲戒同質説に立つならば、より深刻な問題となる。すなわち、「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない」と定める日本国憲法 78 条後段は、立法機関である国会による裁判官に対する懲戒をも許されない趣旨と解すべきところ（清宮・前掲注（7）364 頁、宮沢・前掲注（8）630 頁）、国会そのものないしその機関である裁判官弾劾裁判所が、本質的に懲戒の一種である弾劾を裁判官に対して行うとすれば、同条の趣旨を明らかに害することになる（永田・前掲注（27）33 頁、樋口陽一ほか『注解法律学全集 4　憲法 IV』（青林書院、2004 年）52 頁（浦部法穂執筆）参照）。

[67] 裁判官弾劾制度が司法権の独立との関係で論じられる場合には、通常、裁判官の身分を手厚く保障することをもって裁判官職権行使の独立に資するという点が着目されるが、その際には、司法府の独立の原理との関係（あるいは、権力分立の手段としての意義）が忘却されているやに見える。なお、「「司法権の正当実現」という国民の要請の下に「司法権

本節で論ずる在任中に任命欠格事由に該当した裁判官の身分という論点は、司法権の独立の内容をなす前掲 2 つの原理のうち、後者との関係に注目する議論である。すなわち、裁判所法 46 条は裁判官の任命についての欠格事由を定めているが、裁判官がそれに該当するに至ったとき（例えば、同条 1 号にいう「禁錮以上の刑に処せられ」、その刑事裁判が確定した場合）、当該裁判官は当然に失官するのか。それとも、欠格事由に該当するに至っても直ちに失官せず、これを罷免するには、改めて裁判官弾劾裁判所による判決を必要とするのか。

一般職国家公務員の場合には、在職中に官職に就く能力を失ったときは当然に失職する旨の規定がある（国家公務員法 76 条）が、裁判官については、このような規定が存在しない[68]。

この点、欠格事由に該当すれば裁判官弾劾裁判所による手続なしに失官するという当然失官説は、国家公務員法の「任命の欠格事由が、そのまま当然失職事由となる当然の原則を注意的に宣言した確認的意義を有するにすぎず創設的意義をもた」ず、裁判所法が当然失官規定を設けていないのは、敢えてそれを規定するまでもないからであると主張する[69]。むしろ、禁錮以上の「刑に処せられた者が依然として人を審くべき裁判官の地位に止まるのを許すということは国民感情の容認し得ぬ所であるし、かかる者については当然失官を認めても、裁判官の身分の保障の理念に背くものとはいえない」という[70]。

一方、欠格事由に該当するに至っても当然には失官することはなく、当該裁判官を罷免するには、改めて裁判官弾劾裁判所による罷免判決が必要であると解する見解（非当然失官説・弾劾裁判必要説）によれば、裁判官について当然失官規定がない理由は、「憲法上保障された裁判官の特殊な地位と弾劾制度の存在に基づくものと解されること、憲法七八条が裁判官の罷免を二つの場合に限っていることからみて、それ以外に裁判官がその意に反してその職を失う場合を認めることは、同条の趣旨に反することにある」という[71]。

非当然失官説は憲法上認められた裁判官の身分保障とそれが仕える司法権の独立の意義をより重視するのに対して、当然失官説は、「あらためて、弾劾裁判所によつて、単に形式的な再確認的な罷免の裁判を行うことは、裁判官の身分

の独立」と「弾劾制度」とが並列するもので、いずれが優先するというものではない」とするものとして、野間繁「司法権独立の限界」早稲田法学 30 巻（1955 年）300 頁。

[68] また、大日本帝国憲法 58 条 2 項には、「刑法ノ宣告」による免職を認める規定が存在していた。

[69] 齋藤・前掲注（6）244 頁。

[70] 三ヶ月章「裁判官弾劾法」我妻栄編『新法令の研究（8）昭和 22 年度第 4 輯下』（有斐閣、1949 年）102 頁。また、宮沢俊義教授は、裁判官弾劾裁判所の罷免の判決によらなければ罷免させないと解するのは「常識に反する」と述べる（宮沢・前掲注（8）629 頁）。

[71] 上村・前掲注（29）271 頁。

保障、司法権の独立の擁護にとつて何等プラスになる性質のものではない」と主張している[72]。ただし、刑事裁判による禁錮以上の刑の確定が失官を直ちに意味するという当然失官説によれば、事実上、司法裁判所が裁判官の身分の剥奪を決定することになる点で、裁判官職権行使の独立の原理を害するおそれがある[73]。

(2) 考察

この論点を考えるにあたっては、司法権の独立の原理に関すること以外にも、次の3点から議論しうる。

第一に、罷免判決の効果に注目する議論である。裁判官弾劾裁判所による罷免判決を受けた被訴追者は、法曹資格の喪失等の社会的・経済的な不利益を受けるが、在任中に任命失官事由に該当すれば当然失官すると解するならば、そのような不利益を受けずに済む。この点、伊藤正己教授は、「実定法の規定のしかたによっては、著しい不公平が生ずることにな」るため、任命欠格事由を当然失官の事由と解すべきではないと主張している[74]。もっとも、筆者は、社会的・経済的な不利益は罷免判決の本質的な効果ではないと解するため、これを論拠としては認めないし、懸念されるべき不公平は、土屋教授の主張するように、「刑事裁判での有罪判決によって失官した裁判官に弾劾罷免判決を上回る資格停止処分を加えることで立法的に解決できる」と考える[75]。

第二に、禁錮以上の刑に処せられた場合以外の任命欠格事由に注目する議論である。兼子一教授は、禁錮以上の刑に処せられた場合には当然失官するものと解してもよい[76]としても、それ以外にも、裁判所法46条は、「他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者」について裁判官の任命欠格事由として定めているが、具体的には、その例の1つである破壊的活動の政党を結成しまたはこれに加入する場合（国家公務員法38条5号により、官職に就く能力を有しない者とされる）については、直ちに失官せず、弾劾裁判による罷免を待つべきであると主張している[77]。裁判官の欠格事由は法律によ

---

[72] 齋藤・前掲注（6）245頁。
[73] 鈴木・前掲注（23）62頁。
[74] 伊藤正己「裁判官の任命欠格事由と失官事由」法曹時報12巻3号（1960年）5頁。
[75] 土屋・前掲注（9）185頁。
[76] 兼子一教授は、そのほかに「禁治産もしくは準禁治産の宣告を受け、その裁判が確定した」場合（現在では、成年被後見人または被保佐人、国家公務員法38条1号参照）を挙げており、これらが「裁判によって宣告される点で分限裁判に準じてこれによって当然失官するものと解してよい」という（兼子ほか・前掲注（32）262頁）。
[77] 兼子ほか・前掲注（32）262頁。兼子教授は、当初、当然失官説に立っていた（憲法普及会編『新憲法と司法・新憲法と人身の自由』（国立書院、1948年）79頁（兼子一執筆））が、後に本文引用のように例外を認めるようになった。

って規定されているため、国会が「法律を改正することによって任命欠格事由を拡大することも可能である」点にも、当然失官説の弱みがあるといえよう[78]。

第三に、刑の言渡しの効力に注目する議論である。佐藤立夫教授は、当然失官説に立てば、「禁錮以上の刑に処せられたときでも刑法第三四条の二の期間を経過したとか執行猶予の場合に、その期間を無事に経過すれば刑の言渡の効力を失い、再び裁判官に任命される資格をうることができる」一方で、「罷免の裁判を受けた場合であれば資格回復の裁判を受けない限り裁判官に再任されることはな」く、この点に両説の機能的な差異があるとしたうえで、非当然失官説が妥当であると主張している[79]。刑事罰を受けた裁判官が刑の言渡しの効力がなくなった後に、裁判官に再任されうるという点は、国民の公務員選定罷免権を重視する観点からは、看過しえない。

なお、裁判官弾劾裁判所の裁判例も、非当然失官説に立つ。平成 13 年（訴）第 1 号事件では、先行する刑事裁判で懲役 2 年執行猶予 5 年の刑罰が確定した被訴追者は、裁判所法 46 条に定める「禁錮以上の刑に処せられた者」に該当し、当然失官説によれば、刑事裁判の確定時に裁判官の身分を失っており、これに対して、裁判官弾劾裁判所は裁判権を有しないこととなり、訴追棄却の判決をしなければならない（裁判官弾劾裁判所規則 123 条 3 項 1 号）。しかしながら、裁判官弾劾裁判所平成 13 年 11 月 28 日判決は、「罷免の訴追を受けた裁判官が、在任中任命資格を失うに至った場合には、当然には裁判官の地位を失わず、裁判官弾劾裁判所の罷免判決があってはじめて失官の効果が生ずると解するのを

---

[78] 伊藤・前掲注（74）8 頁。

[79] 井野ほか・前掲注（57）41-42 頁（佐藤立夫発言）。ただし、佐藤立夫教授は、別著で、当然失官説に立つとも言明している（佐藤・前掲注（13）344 頁）。さらに、時國康夫判事は、「佐藤氏の指摘される事例以上に、大きい機能上の差異」として、被訴追者が弾劾事由に該当する複数の行為を行い、そのうちの 1 つが刑事事件の裁判において有罪とされ、その後再審により無罪となった場合に生ずることを指摘している。すなわち、当然失官説によれば、「禁錮以上の刑に処すべき行為を含む所為を弾劾事由とする弾劾訴追は、被訴追者の失官により、その目的を失い、実体判断の利益なしとして弾劾訴追却下の裁判がなされ」、また、「刑事確定判決の対象となった行為を除くその余の事由だけでも弾劾罷免を相当とする場合でも、実体の弾劾裁判がなされないで弾劾手続は終了することになる」が、「禁錮以上の刑の言渡のあった行為について刑事の再審で無罪が確定すると、失官した裁判官は資格回復の裁判をうけることなく、資格を当然に回復することになり、再審無罪とされた所為を除くその余の弾劾事由について弾劾訴追があるのに裁判がなされる機会がうしなわれることになり、不合理である」という。この場合、非当然失官説によれば、「禁錮以上の刑の言渡のあった所為」を含むすべての事由で弾劾裁判が行われ、その後、それについて刑事再審で無罪が確定した場合にも、「その余の弾劾事由」に基づく罷免は直ちには覆らず、不合理はない（時國康夫「非当然失官説に賛する」『裁判官弾劾制度の五十年』77 頁）。なお、後述する裁判官弾劾裁判所平成 13 年 11 月 28 日判決も、佐藤教授の指摘するこの第三の議論を引用するが、同判決は、当然失官を認めた場合の法曹資格の喪失の有無に着目している。しかしながら、本来は、裁判官への再任の可能性に注目すべきであろう。

相当とする」と判示した。裁判官について当然失官を認める規定が設けられていない理由については、「そのように規定すると、日本国憲法第 78 条が失官事由を厳格に限定することを通じて裁判官の身分を保障しようとした趣旨が没却されることとなるからであって、このことは、裁判所法の制定経過[80]……からも推察される」という[81]。

また、同判決は、基本的には司法権の独立の重視から非当然失官説に立つものではあるが、日本国憲法 15 条 1 項に定める「国民の公務員選定罷免権を、強く身分保障された裁判官に対して制度化するものとして、国民の代表者である両議院の議員によって組織される弾劾裁判所を設け、司法権の独立との調和を図って」おり、「この制度設計に鑑みても、在任中に任命欠格事由が生じた場合にも、失官させるには弾劾裁判を必要とすると解する方が、国民の公務員罷免権の保障に資することになる」と判示している点[82]にも着目したい。

任命欠格事由に該当した裁判官に対して弾劾裁判を行うことは、従来、通説とされてきた当然失官説[83]が主張するように、形式的で再確認的な裁判であり司法権の独立に必ずしも資するものではないとしても、国民の公務員選定罷免権を体現する裁判官弾劾裁判所が確定的な判断を行うという意義は、それでもなおも存在すると筆者は解する。

6. まとめに代えて

本稿では、裁判官弾劾制度に関する憲法上の論点を整理した。複数の論点が相互に有機的に関連しており、裁判官弾劾制度の本質をどのように解するかによって、各論点についての帰結が大きく異なりうるということが示された。

裁判官弾劾制度は、根拠となる法律の制定当初から、「公務員を罷免するは国民固有の権利であるとする趣旨と裁判官の地位の安定とをいかに調和するか」が絶えず問われてきた。そして、裁判官弾劾法案の提案者は、国会審議において、ことさら、この制度が「主権在民の大原則と、公務員の罷免を国民固有の権利であるとする精神に基く新しい民主主義的制度」であることを強調してい

---

[80] 裁判所法の立案過程において、司法省民事局は、当初、任命欠格事由に該当する場合には当然に失官する規定を設けていたが、このような規定を法律に設けることが日本国憲法 78 条に違反する旨を内閣法制局と GHQ から示唆され、その後、削除するに至ったことなどから、裁判所法制定当時の政府の見解は非当然失官説に立っていたことと考えられる（天野英太郎「裁判所法 46 条の制定経過——当然失官説を排す」弾劾裁判所報 2002 年号（2002 年）35-41 頁）。

[81] 官報平成 13 年 3253 号（2001 年 11 月 30 日）13 頁。

[82] 前注。

[83] 樋口ほか・前掲注（66）47 頁（浦部法穂執筆）。

た[84]。「この制度は裁判官の身分保障の一環からではなく「国民に責任を負う政府」という構想の中から生まれている」点[85]をより重視するがゆえに、筆者は、裁判官弾劾制度の意義については、公務員選定罷免権説に立つ。したがって、裁判官弾劾裁判所の独立機関性を承認するとともに、その構成員が衆議院議員及び参議院議員であるとしても、裁判官弾劾裁判所における裁判は党派的に行われるべきではないと解する。

また、制度の存立基盤が異なる以上、弾劾を懲戒の延長と理解せず、あくまで別個の制度であると考える。裁判官弾劾裁判所の使命は不適格な裁判官を罷免することに尽きると考える筆者は、ひとたび罷免された裁判官が再び裁判官として任官されないようにすべきである点には固執するとしても、被罷免者に対する法曹資格の喪失等の社会的・経済的不利益については、政策的に付加された付随的な効果にすぎないため重視しない。不利益を課そうが課すまいが、不利益回避の予防策である免官留保制度を設けようが設けまいが、あるいは、（裁判官への再任以外に関する）失われた資格を回復させる制度を設けようが設けまいが、すべて立法政策の問題であると考える。

在任中に任命欠格事由に該当した裁判官の身分に関しては、従来、通説とされてきた当然失官説ではなく、今日、支配的な見解となった非当然失官説を筆者も支持するが、その主たる理由は、司法権の独立の原理を重視するからではなく、国民の公務員選定罷免権の意義に着目したうえで、不適格ゆえに罷免された裁判官が再任される可能性を摘むことにある。

裁判所による司法権行使の正統性の泉源は、司法に対する国民の信頼である。国民の代表機関としての国会によって創設された裁判官弾劾裁判所が、その信頼に違背した裁判官を排除し司法の廉潔性を回復するのが、日本国憲法に定める裁判官弾劾制度である。裁判官弾劾制度を裁判官の身分法制の 1 つにすぎないものと狭く考えるのではなく、日本国憲法 15 条によって保障される国民の公務員選定罷免権の具体化としてこの制度をとらえるとき、裁判官弾劾制度をめぐる諸問題に対しては、本稿で示したとおりの論理的帰結となる[86]。

---

[84] 官報号外第 1 回国会衆議院会議録第 28 号 335 頁（淺沼稲次郎発言）。

[85] 佐々木・前掲注（29）1 頁。

[86] なお、筆者は、単なる裁判官の身分法制としてではなく、国民の公務員選定罷免権の具体化として裁判官弾劾制度をとらえているため、本稿の 3 節で論及した「弾劾事由の在り方については、まず憲法のレベルで考究される必要がある」（上村・前掲注（29）62 頁）ことになる。すなわち、裁判官弾劾制度の「本来の性格からいえば、弾劾による罷免事由は憲法秩序にかかわる重大な事柄に限られるものと解すべき」であって（佐藤・前掲注（14）56 頁）、具体的には、「主権者たる国民を直接代表する機関が、裁判官に対し不信任の意思を表示してこれを弾劾すべき事由とは、単なる裁判所内部の規律に違背する行為では足らず、憲法（又はこれに基づく法令）によって、国民が裁判官に与えた負託に背反する行為と解すべきであり、かかる事由にしてはじめて、憲法上の制度たる弾劾に値するというべ

* 本稿は、平成22年度文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）「共和主義的憲法理論に基づく「民主的司法のディレンマ」問題の探究」（課題番号21730026）の成果の一部である。

（やなせ　のぼる＝駒澤大学法学部准教授）

きであろう」（上村・前掲注（29）62頁）。